



幕末風説書留

安政三至五年

安政三

服部文庫
イ 17
2189
6



117 特
2189
6

感激於國恩之徒謹獻書許為國家陳利

害書



安政二年正月某日某等北面再拜誠惶頓首言竊
聞近歲洋夷渡來屢窺邊海事情難測震襟
憂念將令諸國寺院毀鎔梵鐘以鑄造炮銃以備
海阿之用伏惟夷虜猖獗無禮凌蔑皇國之患
無甚于此者勿論士庶在緇流僧侶猶且無不為之搯
腕切齒者且夫僧侶雖世外自古職在祈禳妖氛護衛
國家當修其法之所護畫其力之所及以答國家之
鐘則雖寺院不可闕之物苟為國家有所用則豈者
所顧情乎然而某等有空功惑者也何則諸執事

關所
所惜

所熟

其

其

所所

所

冥

所寄

所畫於時勢之宜謀之已熟慮之固詳宜無所不盡
 焉唯某寺院之吏有大不俗家同者諸執事或求
 盡其詳者蓋寺院雖僧侶實非僧侶之闔寺一切
 法器鐘磬皆足擅越之所寄與擅越之所護持
 非僧侶所得而恣也故鑄一鐘造一器皈依之擅越
 貴賤甲乙總為天下安全報國恩之厚或其為祖
 先懷追孝之志或為愛兒祈冥後福不顧其自身之
 凍餓賣衣減食不難辛苦奔走之於遠近以請衆之
 力以助其鑄造雖一器一鐘皆是千心百塊之所寄
 也而今將毀銷之假皆令現任僧侶盡力極口以喻
 告之賤陋之情頑愚之民不能回知家之深慮

所

所惜

國銅

所

所

所

惜所

何如唯固信從前僧侶之所說以鑄鐘為大功德顧念精
 神之所注當痛恨悲情不翅恨現任僧侶而已亦將
 移恨于外矣陋愚之難喻或將言曰銅鑪甚多隸土
 所彌而不少求之何有而獨取我願廢滅心力之物以造
 殺人之凶器使我祖先之志願廢滅人心有所不服而
 強喻之則恐將致騷擾也若昔年崇黨人起於三河可以
 見矣蓋人心所信有不可者是以自古聖主明君因
 佛教以為懷柔人心之助豐臣氏造大伽藍鑄大梵
 鐘無不在乎此矣在當今最用心于此營築諸國
 寺院不惜材力所以鼓舞人心而懷柔之無不至也竊
 謂懷柔人心者在今日最不可忽者而毀鐘之事

蕭必

其其所

所其

惜

所所

北

恐非懷柔人心之助也且夫寺院之設雖遍天下而
宏壯富有者寡而蕭索窮乏者十之八九未心寺之
院々具梵鐘雖盡救而之於國家未足以為大益
也而名乃為毀天下之梵鐘則其名甚大而某所得
甚以所得少則不足以助國用某名大則是以驚愕人
也况乎賤陋頑愚者多而智識聰明者少以賤陋頑
愚之民聞驚愕人之事以不服之心懷痛恨悲憤
之情而相唱誘則騷擾之所由生是某等所以為疑
惑者也方今仁聖在上君聖賢森列於此事豈有不知之
理乎唯其憂國之急切將以疾穰深患使非民是樂太
平不遑顧也然人心民情之所聞不可為小事遺棄

換

足

鈔鏡或說誤

也伏願明德深仁之政化明君日月恩如雨露察某等之誠
哀憫北庶之哀歎及明詔未布辱賜高裁請換梵鐘
以他物且梵鐘有利列聖之尊號及國家安全字數銷
之亦似為不祥寺院之諸器不必用銅器者則改以
陶器木器而換之使子院聚而致之於本寺亦梵鐘
之量以缺之則不至毀林梵鐘而有梵鐘之銅不至罄
擾人民而且助鑄鈔之用矣如改則不獨諸國之
僧侶感荷仁恩四海之北庶亦將抃舞號呼也凡在天
下之僧侶勿論何宗派無不浴于國恩者孰亦不以
其護國為任哉然而我宗則於國家得恩遇最深自
本寺暨未寺子院之僧侶日夜感激皆以國家之憂

所答
便鑒

喜為己之憂喜無不思所以報者若苟有於國家不
使者不可不敢言也伏冀無憐聖察瀆冒威尊皇
懼魚已某等誠恐誠惶頓首再拜謹言

安政二歲正月日

未年

中務少輔當時

京兆尹善書字

送浦賀鎮臺淺野梅堂君

仙臺大槻宗議

亞米利迦官吏所傳身表出橫文字宗文和解

アメリカ合衆國
フランクリンピールス

是と云ふ人々を禮と為す

帝國日本の者の合衆國コンセルセ子ラルトウセトハリ
スの廣直丁寧練達と格別結く信一と云ふといひて其心
此者合衆國の名目をして一リーステート也^リリ也^リ帝
より平く委任一同一權威を仰たる人こと搦對法
判一合衆國と一リーステート也^リ日本帝との際の如也

の着責及び出まじり係りたる法事と其人こと同意し
扱ひ法事と出計の且條約と可結の各記あるもの
十分なる法權威を授けし事知るべし
其事に付し約定を其後改定し法律一層を修定
し其約定を改定する是と合衆國のしテントより示し
大に改定して予きは合衆國の事と謂ふ

我君の年千八百五十五年獨立より八十年

九月ハロウシントン有る故て手つらるる

フランクリンピールス 名記也

プレシデントより

政府のセクレタリー

ウエエルメルシー



合衆國プレシデント委任の真譯

ヒウスケン

千八百五十七年六月廿九日

下田

アメリカ合衆國のコンシユルセ子ラール館

下田鎮基

エキセルシシー井上信清の左五并中村出羽の

左五に

予は汝の十を全權と記し置るもの譯文と云ふ
多しと告ぐ其文を過り

汝も亦一全權と授き申に於て外國事務に

係る事ハ初ら申す

是れ汝も法件と申すは為めの全權と云ふ事疑
々一然れども事を改めざる為の全權と云ふ事
予はエキセルシシーに送り置る譯文の各り全權十分
ありて全一帯に申すの事なる條約は名記す
全權と云ふ

汝の全權の中は他の名者れり即ち汝の全權は
新しめて別紙の表に記すといふ事なり
我ら汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も
汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も

の今後此二事と念ひ程大なる所エキセルレニシ一これ
計あり予は推して大は尚多かり予は更にエキセルレニシ
一に予は樹列のその致と致をも予は推して

帝國日本の為のアメリカ合衆國ニシテ

セ子ラール

トウセントハリス 名記を

直訳を

ヒユースケシ

右と通和解仕ゆ以上

己酉五月八日

立石清十郎

トケレ

右と通和解一覽は予は予は通し
己酉五月

立石清十郎

トケレ

右と通和解一覽は予は予は通し
己酉五月

伊東君三有

松平の書に於て討敵の功を云ふに余り多しと云ふ事あり
此の書に於てあり余り多しと云ふ事あり

井上信清の書に云ふ事あり

アメリカ合衆國のブレントの書籍と云ふ事あり
將軍は海軍と云ふ事あり
セルシシーの歌と出たり又八月二十日我は同
一偏舟別の歌と出たり此歌の二つは同舟なり
ハ我ら驚き又悔となり又海軍セルシシーを我
海軍一其書の書面と云ふ事あり
○汝は古くは我を當長く汝は當長くと云ふ

事と云ふ事あり

は家も此の書に於てあり
此の書に於てあり
今我ら當長くと云ふ事あり

能く汝はセルシシーを當長くと云ふ事あり

帝國の爲のアメリカ合衆國の事あり

トウセントハリス名記

ヒユスケ

直筆の書

下田鎮基

卫キセルレシー

井上信流のちまき并中村出羽のちまき

アメリカ合衆國のブレデントの書籍とインステート
 將軍は海軍と手易くとんのみ我は六月に海軍
 セルレシーに二つの歌と出さう又八月に千五百我は同
 一偏身別の歌と出さう此歌の二つは同様に
 ハ我ら驚き又悔きなり又海軍にセルレシーを我
 海軍に其書面と諸事とを告めり
 ○汝は吾らに汝は吾らに汝は吾らに汝は吾らに

事とて我が國の面目に我は林を

は家も能く前も存す二と題と行店を新く行店を
 時世に能く前も我の隣りて以後は陸軍のものと
 らるるのてあるは世に能く今も自らもその
 考へらるるべきあり

能く汝にセルレシーを我が林列のさう教とて示さうと
 新くも

帝國りかの為のアメリカ合衆國のロココをセマール

トウセントハリス名記を

ヒユスケ

直島伏見

右と通和解決のこと

七百十七

三石博士御下

扱え七手扱一なるを事とるなり等なりて七手扱
傍に文ありし事也

西米利奴史古借法と書解和訳

は五十九

書解と申すは西米利奴史古借法と書解と申すに
是れ其の意なり

第二題

セイ子エキセルレシシーコシユルゼ子ラールも直に江戸に出る
まじり其心もはざりセイ子ニイスステート
セイ子エキセルレシシーコシユルゼ子ラールも直に江戸に出る
まじり其心もはざりセイ子ニイスステート

の書解と後より

江戸の途中より彼に江戸の志の上を兼セイ子ニイスステート

將軍の御禮の時よりセイ子エキセルレシシーコシユルゼ子ラ

ールを合意のセイ子ニイスステート
セイ子エキセルレシシーコシユルゼ子ラールを合意のセイ子ニイスステート

人は屬する合意の面自と以て扱をり
セイ子ニイスステート

イト

將軍の御禮の時を西洋の最力なる國君の禮と名を

る面自は方よりセイ子エキセルレシシーコシユルゼ子ラ

ール禮と名をり

彼し其禮と名をり後よりセイ子エキセルレシシーコシユルゼ子ラ

ルをセイ子ニイースタイト

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
以て此處の臣を以て日中臣と名づけしを以て

御の時分を國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
とセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の事と云く「○はより御事
セイ子ニイースタイト

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
以て此處の臣を以て日中臣と名づけしを以て
御の時分を國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
とセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の事と云く「○はより御事
セイ子ニイースタイト

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
以て此處の臣を以て日中臣と名づけしを以て
御の時分を國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
とセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の事と云く「○はより御事
セイ子ニイースタイト

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
以て此處の臣を以て日中臣と名づけしを以て
御の時分を國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
とセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の事と云く「○はより御事
セイ子ニイースタイト

附

千八百五十五年九月七日

此處の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
以て此處の臣を以て日中臣と名づけしを以て
御の時分を國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
とセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の事と云く「○はより御事
セイ子ニイースタイト

此處の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
以て此處の臣を以て日中臣と名づけしを以て
御の時分を國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
とセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の事と云く「○はより御事
セイ子ニイースタイト

右と道和解は以上

二七日

伊東豊斎

下札

切又書而後、為紙何書、中々道は能弁相
々々中々交、於能、為後、中、後、私、有、一、見
と、信、之、後、身、何、書、と、道、お、決、後、之、也

江戸
執政社云々

セイルエキセルレシースの字致

堀田備中の左五

牧野備前の左五

久世大和の左五

内藤紀伴の左五

千八百五十七年九月廿二日

リ節上白

合衆國ヨシセルセオラン館

江

亞墨利加使節拜禮と云ふ事と趣和解

殿下の言は通はさ度事

マイエステイト合衆国大統領よりのお尋ね書と
持る時

殿下の命令を承り

殿下の邦の御事等の為マイエステイト大統領誠に

御事述らる事と承り命より吾等合衆国全權

使節の言はさ度事と

殿下の言は承り命より御事述らる事と承り命より

本國の利益のためは直轄の支と増加する條約の趣就
て宣明或は其他の役人回言を以てし物なりと云ふ
取不潔切子なる者成敗するハリスと待てて予
のたのみ

予神の

啓とあなを保護せんと神の祈念と
予此書は合本國の國書とては入筆成頓府法て自ら
姓名を書きよ
千八百五十五年九月十二日

フレシデントより

フランクリンポールセ親筆
セテニターウスファミスクイト叔
ウエエル マルシ親筆

一 乃中僅吾程... 乃中僅吾程... 乃中僅吾程... 乃中僅吾程...

一 其許年通... 其許年通... 其許年通... 其許年通...

一 自國言... 自國言... 自國言... 自國言...

一 其大... 其大... 其大... 其大...

一 其... 其... 其... 其...

一 其... 其... 其... 其...

一 其... 其... 其... 其...

一 其... 其... 其... 其...

其治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 如國之有司。其治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 生而後死。死而後生。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 如江流之有源。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 宿緣也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

中書之文。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

一 故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。故曰。治世之長也。後世之賢者。亦必出焉。其所以為之者。亦必由是也。

強行して多郵に於て書寫を以て成りし二の事と云
書きしとて其の法は定むる事と云

城拜禮の何れある様々信託積り上へ
あつた事と云はれし事と云はれし事
刻限に在りし事と云はれし事

一 在りし食料を政府より給へり大に何れも

一 日中風を宜におせし事と云はれし事

一 日中風を宜におせし事と云はれし事
城其の事と云はれし事
いたしを解する事と云はれし事

一 城其の事と云はれし事

一 正徳末より好む法を其の直に成りし事
其の事と云はれし事
其の事と云はれし事

一 其の事と云はれし事
其の事と云はれし事
其の事と云はれし事
其の事と云はれし事
其の事と云はれし事

一 其の事と云はれし事
其の事と云はれし事
其の事と云はれし事

一 其の事と云はれし事

一 國之面目と夫儀之儀が合はば行はばは

一 國書と夫儀の程解と意とを執以て之を儀と爲す

一 別儀と云ふは之を執別程或は通言と云ふ儀也

西洋各國の報告言に國書と云ふは此の如き也

其の如き之を執而會する事と云ふは國言に大なる

儀と云ふ事也

一 江表由是より治定と云ふは又由是より治定と云ふ

概して之を儀と云ふ事也

一 西洋の程解と云ふは表座を執て之を名と爲す事也

執以て而會する事也

一 右儀制と云ふは之を他國より傳へたる儀と云ふ

身も之を傳へたる儀と云ふ事也

其の

一 右儀制と云ふは之を他國より傳へたる儀と云ふ

身も之を傳へたる儀と云ふ事也

儀と云ふ事也

新に傳へたる儀と云ふ事也

使はるる儀と云ふ事也

一 出府の程解と云ふは之を他國より傳へたる儀と云ふ

身も之を傳へたる儀と云ふ事也

儀と云ふ事也

右之通り座敷以上

己八月

一条

一 千七百六十一キアゲント 并 コシコエルゼチラールを日下し
訪ぬと振らぬ

一 日下し海へ小亞果竹が國ら日下

二条

一 日下し陸路に國と一りふり時、陸路と海へ各あり
各國に如洋中より小船を造らる時、扶めし
一 日下し船へ入る候、古船を造る、亞果竹が如誌、コシコエルは、
各國に各國陸路を許す、通陸路のゆかき

三条

神奈川 千七百六十九年八月
千八百五十九年七月

長崎の口

七のり

新橋 日九字寺月一後

千八百二十年四月

新橋に渡船の用を以て新橋に新橋を及ぶ所を

七のり者として撰ぶ

兵庫 三月九日九字寺月一後 十八日二十三日

一 神奈川と并せて後三月十日と返す

一 ありては、居る所と土地を借るといふ所を、

庫と云ふを併せて、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

一と云ふ所を、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

一 是れは、新橋の定則として、一と云ふ所を、

一と云ふ所を、

一 港に、西側の入口を、一と云ふ所を、

一 日本人の所を買又と云ふ所を、一と云ふ所を、

一 軍用ありて、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

一 米麦の船の貯り、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

一 洞りの船の貯り、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

一 一と云ふ所を、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

四条

一 西の団地、陸揚する所、一と云ふ所を、

一 軍艦の無振りの合葉、一と云ふ所を、

一 中を、一と云ふ所を、一と云ふ所を、

一 是れと云ふ所を、一と云ふ所を、

一 阿片輸入の数量を限りし、その事業のありは、
 之を以て船主の利益を減すべし
 一 此後他國の船乗りを以て、
 其の利益を減すべし

江戸 千八百三十二年の夏
 千八百三十二年の夏
 大坂 千八百三十二年の夏

一 此後他國の船乗りを以て、
 其の利益を減すべし
 一 本條約の施行は、
 其の利益を減すべし
 一 港の定則を以て、
 其の利益を減すべし

一 此後他國の船乗りを以て、
 其の利益を減すべし
 一 本條約の施行は、
 其の利益を減すべし
 一 港の定則を以て、
 其の利益を減すべし

五五

一 我國の貨物の輸入を以て、
 其の利益を減すべし
 一 西國の船乗りを以て、
 其の利益を減すべし
 一 日本貨物の輸出を以て、
 其の利益を減すべし
 一 日本貨物の輸入を以て、
 其の利益を減すべし
 一 日本貨物の輸出を以て、
 其の利益を減すべし
 一 日本貨物の輸入を以て、
 其の利益を減すべし

一 踏船のりいこに處せり

九条

一 西条の人の居る所は其の地は其の地と爲す
一 入費おのこしにせしむ出せり

十条

軍艦並に高松鯨海軍砲軍用船並に其の船
又其の船を沈め其の船を沈め其の船を沈め
沈没の船人船未だ存する其の船を沈め
國と其の船を沈め其の船を沈め其の船を沈め

十一条

一 此条約は別し高松の別冊に記せしむ

十二条

神奈川より西条の間に此条約の用は此条約の用は此条約の用は

十三条

今から一月の後 即ち七月七日 双方政府の同意
とるる間の内から此条約は此条約の内から此条約の内から
此条約は此条約の内から此条約の内から

十四条

東条の五月 廿八日 西条の五月 廿八日
使節とてしむる間を此条約の内から此条約の内から
此条約は此条約の内から此条約の内から

神奈川 年三月廿九日午後 千八百五十九年七月廿日

長崎 日 右内河

新浮 日 廿九日午後 千八百五十九年一月一日

新浮浅瀬に用立るときは新浮前後の海は右内河

と流すことあり

兵庫 年三月廿九日午後 千八百五十九年一月一日

一 神奈川より新浮まで下田を流すことあり

一 石見港より右留の若土港を流すことあり 借建物を賃倉庫に

免許あり 船を建てることあり 或は油の場所を建てることあり

と申す人建物は見分たさるる

一 建物の場所を港の空別あることあり 且んば見分たさるる人

と申すことあり

一 港にこそ無利か人右留の海にこそ門溝をりて建てる

一 日中も不物を買又賣するに 役人の立合なり

一 軍用にも日中政府におかす人の立合なり

一 不孝の船の取もたぬ事とも積る事あり 左流出たり

一 銅板日中銀計ある所は公けの借金押ひ留たり

一 日中も右留の無利か人日中の下民をば又之住する事あり

四葉

一 海軍國作の海揚は不物自運と化借幣をりて日本に納

- 一 軍艦の修繕品を各樂交、唯獨の款を何れも港より
建てる方爲入る運出せたり、其の運出の時、其の運出の時、
其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
一 阿片輸入税を減じ、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
以上如き並時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
一 其後他國の如き、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
利加し、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、

江戸 千七百九十三年
一月一日より
大坂 江戸 千七百九十三年
一月一日より
右の如き並時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、

- 一 所を以て、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
一 本條の如き並時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
一 港の如き並時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
一 下り一海軍、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
利加の時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、

五条

- 一 外國の諸國より、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、
其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、其の運出の時、

- 一 西里利が分押ふ子、西國の幣を因り
- 一 日本は徳川幕府の出地なり、但し西國を往來する西國の商船は、徳川幕府に納税せしむるべし
- 一 西國の貨物より西國の商人より日本に賣り、日本に賣るる貨物を徳川幕府に納税せしむるべし

一 日本は徳川幕府の領土なり、西國の領土に侵入し、西國の領土を侵す者は、西國の法に依りて罰せらるべし

十條

一 西國の領土に侵入し、西國の領土を侵す者は、西國の法に依りて罰せらるべし

徳川の程及在の地

神奈川 西川端と臨し、且他は各方十里

以右籍 各方九十里

兵庫 京都を距り十里の程、西里利の商人は、

此の各埠頭、各埠頭の海濱、西川端と臨し、

且他は各方十里、且兵庫の

新造の地、海濱の地、海濱の地、

凡そ里程は各港の程、凡そ里程は各港の程、

一里九百五十歩、四十二万七千五百七十九

町四十八間、凡そ里程は各港の程、

一ヤード 二尺五寸

一ヤード 三尺

長崎の周圍にある所料を記す

一 亞墨利加人羅ありて裁許を乞はる者ら居る所の
所方を里外に出るるに由れば去の事日中彼方ヨシニル
在り

八条

- 一 亞墨利加人自らの其宗法を乞居る所の内は其書を
建物を障り一其建物を毀つる事
- 一 日中の神仏を妨げ又毀る事ある事
- 一 互に宗法の多端ありて
- 一 諸國の事とて廢せ

九条

一 亞墨利加人の罪人日中の獄を執る事を許すべし
費ハヨシニル分也

十条

軍艦等軍如高に解渡に大砲軍用兵器の類は
買入り製造を欲し其書の事者海陸軍艦の士又法料
の職人如夫小雇ある等の儀なる事一亞墨利加人の國
りたり 飲々を乞居る事人送す事

十一条

但之の十一條に於ては
十一條を十一條とす

一 世宗約に別り高位のお母の御供

十二条

一 日中の被^紅り不^紅四^紅中^紅と云々
一 秘^紅別^紅い^紅ま^紅法^紅書^紅ホ^紅出^紅来^紅と^紅云^紅ふ^紅事^紅也^紅

